

東汲沢小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 1 日策定（令和 3 年 5 月 27 日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが、健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

本校の学校教育目標『徳』には「いろいろな人と豊かにかかわり、自分と同じように相手を尊重する心や態度を育てます。」との目標を掲げている。教育活動全般を通して、目標の実現が成されるよう努めていく。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

- ・ 校長、副校長、児童支援専任、養護教諭、学年主任、該当学年。
（必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。）

② 委員会の運営

- ・ 毎月 1 回「学校いじめ防止対策委員会」を定期的に開催し、いじめの有無にかかわらず児童の情報交換を行う。
- ・ いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・ 校長は学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

●未然防止

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり。
- ・ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知。

●早期発見・事後対処

- ・ いじめの相談・通報の窓口の設置。
- ・ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有。
- ・ いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断。
- ・ いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施。

●取組の検証

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正。

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見、事案対処

① いじめの未然防止

- いじめはどの児童にも起こり得るという事実を踏まえ、一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるようにする。
- ・学級としての集団づくり及び「ぐみの実活動（縦割り活動）」の機会を大切に行う。そのために、学級活動や委員会など、子どもが自主的・実践的な活動に教師が積極的にかかわるとともに、道徳教育、人権教育を充実させ、また、適切な指導、支援にあたる。
- ・Y-P アセスメントに関する研修を行い、アセスメントを通して個々の子どもの実態や内面をとらえ、学級の傾向の分析に役立てる。
- ・よこはま子ども会議の報告を受けて、校内でできることを、児童運営委員会を中心に考え、毎年児童の実態に合った取組を行う。

② いじめの早期発見

- いじめをしない、させない、見逃さない。
- ・毎月行う「学校いじめ防止対策委員会」及び学年研や職員会議等で、日常における子どもに関する情報交換において、気にかかる子ども、配慮を要する子どもを教職員で共有しておく。
- ・定期的なアンケート（Y-P アセスメントやいじめアンケート等）を行う。結果をふまえて子どもの実態を捉え、担任、学年、児童支援専任等が指導、支援にあたる。「学校いじめ防止対策委員会」や職員会議にて共有化を図る。
- ・学校カウンセラーに学級を参観してもらい、アドバイスを受け、それを参考に実践する。
- ・地域療育センターのコンサルテーションや特別支援学校地域コーディネーターを招請し、配慮を要する子どもの支援について具体的な手立てについて助言を受け実践する。
- ・「教育相談」の案内を年度初めに保護者にお知らせし、随時実施する。必要に応じて学校カウンセラー、地域療育センター、こども家庭支援課等の諸機関を紹介する。
- ・インターネットを通じたいじめへの実態や対応方法について、教職員及び保護者を対象とした研修会を実施する。高学年にはネット被害の状況や適切な取り扱いについて指導を受ける場を設定する。

③ いじめに対する措置

- 被害児童を第一に考え、迅速かつ的確な措置を行う。
- ・いじめの疑いがある段階で、すばやく管理職、教務主任、養護教諭、関係する児童の担任、学年担当、児童支援専任等のチームを組織する。
- ・事実確認の方法、被害児童、加害児童及び保護者への対応等を決定し実践する。
- ・いじめの事実や対応の見通しについて教職員で（いじめ防止対策委員会を中心に）共通理解を図る。
- ・いじめの事実について児童、保護者への報告を行う。
- ・いじめが犯罪行為にあたると認められたり、重大事態に発展したりすることを想定し、管理職の判断で警察署等関係機関、専門機関との連携を図る。

④ いじめの解消 <<いじめ解消の要件>>

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があること。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

*いじめ解消に至るまで、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。また、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行するとともに支援を継続する。

⑤ 教職員等への研修

- ・ いじめの定義、原因や背景、対応と未然防止について、具体的な事例を通して研修を行う。
- ・ 学校いじめ防止対策委員会を中心に、いじめを見逃さないような教職員の資質の向上を目指し、計画的に研修等を実施する。
- ・ 特別支援教育（ユニバーサルデザイン、自閉症等）に関する研修を実施し、理解を深める。

⑥ 学校運営協議会等の活用

- ・ アンケート調査の結果やいじめ問題、学校が抱える問題を共有し、地域とともに解決に向けて連携・協働して取り組む。

⑦ 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ、 いじめの定義・児童理解研修、戸塚中ブロック定例会①	学校説明会 地域訪問
5月		学校運営協議会①
6月	Y-P アセスメント実施① 校内いじめアンケート実施①（ちょこっと面談）、 戸塚中ブロック定例会② ひぐみなんでも相談	学校運営協議会② 個人面談
7月	人権研修、体罰防止研修、よこはま子ども会議①、戸塚中ブロック定例会③	地区懇談会
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修、戸塚中ブロック職員研修会 横浜子ども会議②	
9月	戸塚中ブロック定例会④	
10月		
11月	人権週間 Y-P アセスメント実施② 校内いじめアンケート実施②（ちょこっと面談）	個人面談
12月	いじめ防止月間の取組、いじめ解決一斉キャンペーン実施	
1月	戸塚中ブロック定例会⑤ 幼稚園・保育園と引継ぎ	学校運営協議会③
2月	幼稚園・保育園と引継ぎ	
3月	年間の振り返り、中学校との引継ぎ	学校運営協議会④
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）、職員会議での情報共有	

4 重大事案への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、本校のいじめ防止基本方針の見直しを検討し、措置を講じる。